

下水道局工事請負等業者選定委員会設置要綱

(平成22年4月1日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、下水道局が施工する建設工事の請負並びに委託（以下「建設工事等」という。）の業者の適正な選定等を行うため、必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 業者の適正な選定等を行うため、下水道局に工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会が所掌する建設工事等は、次のとおりとする。ただし、契約業者等が特定されるに相当の理由があると特に下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認める場合は、委員会での選定を要しない。

(1) 埼玉県流域下水道事業財務規程（以下「財務規程」という。）第203条第1項による別表第四に定めるもののうち次のもの。

ア 執行予定額が2億円以上の建設工事の請負の随意契約案件

イ 執行予定額が2千万円以上の建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託の随意契約案件

ウ 執行予定額が2千万円以上の施設の運転及び管理の委託の契約案件

エ 執行予定額が5百万円以上のその他の委託の契約案件

(2) 埼玉県下水道局建設工事請負等業者選定委員会及び下水道局各発注課所の業者選定委員会が所掌する事項以外で、管理者が特に必要と認めた案件

2 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

(1) 一般競争入札公告案の参加資格条件の審査

(2) 指名競争入札の業者選定の審査

(3) 随意契約に係る見積依頼業者の選定及び随意契約の理由の審査

(4) その他必要な事項

3 委員会は、第1項で定める建設工事等の執行に当たり、地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による低入札価格の調査に関し、必要な事項を審査する。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 下水道局長

副委員長 下水道管理課長

委員 下水道事業課長、各下水道事務所長

2 委員会は、必要に応じて専門委員を加えることができる。専門委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

専門委員 総務部入札課技術評価幹、都市整備部設備課長
(運営)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の出席)

第6条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(決定)

第7条 第3条第2項に規定する事項は、委員会の審査に基づき、局長が決定する。

(秘密の保持等)

第8条 委員会は、目的を達成するため、公正にその任務を行うとともに、秘密を厳守しなければならない。

(議事録等)

第9条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議内容を議事録にまとめ、入札終了後（契約の相手方の決定後）に議事録の提供を希望する者に対し、下水道管理課において情報提供を行うものとする。なお、入札を取りやめた案件については、入札やり直し後に契約の相手方が決定するなど議事録を公表しても差し支えない時期に提供する。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 本委員会の審議に使用した資料は前項の期間は保存しなければならない。

4 前項の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

5 建設工事においては、指名選定理由及び指名業者について、入札終了後（契約の相手方の決定後）、埼玉県下水道局建設工事等及び業務委託に係る入札結果等の公表要領第5条に基づき公表する。なお、公表方法は同要領第8条のとおり電子入札共同システムにより行うものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、下水道管理課に置く。

(下水道管理課、下水道事業課及び各下水道事務所の委員会の組織等)

第 11 条 下水道管理課、下水道事業課及び各下水道事務所における委員会の組織及び運営については、当該委員会を設置する機関の長が別に定める。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 2 月 10 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 1 月 30 日から施行する。ただし、平成 29 年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和 4 年 12 月 27 日から施行する。ただし、令和 4 年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。